慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法七七〕 約束手形の裏書人のなした相殺を振出人が援用できるか (1)の事件 (東京地裁昭和四〇年二月一八日判決) (2)の事件 (東京高裁昭和四〇年四月二七日判決)
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1968
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.41, No.11 (1968. 11) ,p.63- 67
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19681115-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　七七〕約束手形の裏書人のなした相殺を振出人が援用できるか

(1)の事件（東京地裁昭和四〇年二月一八日判決 昭和三九年(ワ)八一〇三号約束手形金請求事件 下級民集一六巻二号三〇〇頁）

(2)の事件（東京高裁昭和四〇年四月二七日判決 昭和三九年(ネ)三〇七七号約束手形金請求控訴事件 下級民集一六巻四号七六六頁）

(1)の事件

【判示事項】

一　約束手形の裏書人が所持人に対する手形上の債務を相殺により消滅させた場合に、振出人は右所持人に対し手形金の支払を拒みうるか（消極）

二　特定の反対債権との相殺に供するために留保されている債権を自働債権としてなした他の反対債権との相殺の効力の有無（消極）

【参照条文】民法五〇五条、手形法一七条

【事実】被告Y会社は訴外A会社との間に昭和三九年四月下旬に建物請負契約を結び、その報酬のうち一五〇万円を支払うため、A会社にあてて約束手形一通を振出したが、A会社はその後請負契約に基く建築義務をほとんど履行しなかつた。この手形はその後同年五月二〇日に原告X信用金庫によつて割引かれた。そこで、X信用金庫は満期に適法な呈示をなしたことを理由に、Y会社に対し右手形金と満期以後の利息の支払を請求した。これに対してY会社は、建築工事を請負つたA会社が資金難から請負契約上の義務を履行しえないことについて、X信用金庫は悪意であると主張した。そして仮りにそうでないとしても、A会社はX信用金庫に対して本件手形金額を上廻る預金または積金の払戻請求権を有しており、それを担保として手形割引をなすと共に、割引手形が不渡りになつたときは、当然対等額において相殺される旨の条件附相殺契約が結ばれていた。更に、A会社は昭和三九年一一月二日付内容証明郵便で、信用金庫に対して有する二七五万円余の定期預金の払戻請求権と対当額において相殺する旨の意思表示をなしたから、Xの手形金請求権は既に消滅したとして争つた。

【判旨】請求認容。

判旨は、まずX信用金庫はA会社が請負契約に基く建築義務をほとんど履行しなかつたこと、従つてやがて契約は解除され、本件手

形は支払われないであろうことについて善意であつた旨を認定した。次に、本件手形債権はA会社がX信用金庫に対して有する定期預金等の債権と相殺され消滅したというY会社の主張に対しては、仮りにその事実が認められたとしても、相殺による手形債務消滅の主張は、A会社のみがX信用金庫に対して主張しうべき人的抗弁にとどまり、振出人たるY会社はX信用金庫に対しては主張しえないとした。そして、割引手形が不渡りとなつたときは、預金等の払戻請求権は別段の意思表示を要せず、対当額について相殺される旨の条件附相殺契約というものは、取引の通念上、その存在を肯認しえないと判示した。

そして、A会社は昭和三九年一一月三日にX信用金庫に対して相殺の意思表示をなしたことは認められるが、その当時、A会社が有する三口の定期預金債権の残額は約一七〇万円にすぎず、しかも、それはX信用金庫が他の手形債権と相殺するため保留してあつたものである。のみならず、その三口の定期預金のうちいずれが相殺に供されるかは、相殺の意思表示において明示されていないから、その相殺自体も不明であるとした。

(2)の事件

【判示事項】

約束手形の裏書人が所持人に対して手形金の一部についてなした相殺を振出人が採用できるか（積極）

【参照条文】　手形法三九条・四七条

【事実】　控訴人Y会社は昭和三九年三月一六日に訴外A会社にあてて金額四〇万円、満期同年六月一六日の約束手形を振出したが、A会社は同日これを被控訴人X会社に裏書譲渡した。X会社は満期に支払場所に呈示して支払を求めたところその支払を拒絶された。一方、X会社は昭和三八年五月一日にA会社に対し金額二五万円の約束手形を振出したが、Aが満期に呈示したところ支払拒絶となつていた。そこで、A会社はX会社に対し昭和三九年一二月一五日到達の郵便で、右手形を送付返還した上、右手形金二五万円と本件手形金とをその対当額において相殺する旨の意思表示をなした。このような関係のもとで、X会社はY会社に対し手形金の支払を求めた。第一審の事情は明らかでないがX会社が勝訴し、Y会社から控訴したのが本件である。

【判旨】「遡求義務者は所持人からの請求を受けるまでもなく、進んで上記遡求金額の支払をなし得るものであり且つ所持人に対して有する反対債権と相殺することも可能であるから、前示訴外会社のなした相殺の意思表示により双方の債権が相殺適状に在つた昭和三九年六月一六日（本件手形の満期）に遡り、相殺の効力を生じ、従つて、被控訴人の訴外会社に対して有する本件手形金の請求権は金二五万円の限度において消滅したものというべきである。控訴人は本件手形の振出人であり、最終的支払義務者であるが、振出人は一たん遡求が開始すると遡求義務者と同一範囲の責任を負い且つこれらの者と合同してその責に任ずるものである。それと同時に、手形の所持人は上記手形債務者の一人又は全員に対し、同時若しくは各別に、その支払を請求し得るものであるが、その一人から全部の支払

を受けた場合はもちろん、その一部の支払を受けた場合においても、その限度においては他の手形債務者に対し重ねて請求することはできないものといわなければならず、相殺は支払と同一視すべきものであるから、右と同様に解するを相当とする。そうとすれば被控訴人は、本件手形金中上記相殺された金二五万円については重ねて控訴人に対しその支払を請求し得ないものといわなければならない。このような解釈は、手形債務者の合同責任の法意に反するものではなく、上記遡求義務者の一人がなした支払又は相殺は、その後者の責任を免れしめるに止まり、右支払又は相殺をなした者は振出人を含むその前者に対し手形金全額ないしは相殺をなした限度においては再遡求権を行使し得ることはもとより当然のことである。」

【(1)及び(2)の事件の評釈】

一　約束手形の裏書人が所持人に対する手形上の債務の全部または一部を相殺によつて消滅させた場合、振出人は所持人に対して右の相殺を援用して支払を拒みうるかをとりあげた判例は、これまでその例が少なかつた。そこで、これらの事件において問題となつた相殺の点から検討してみよう。(1)の事件においては、本件相殺のために意思表示を必要とするか、また、それが有効になされているかなどという点が争われている。そこで判旨は、まず、いわゆる条件附相殺契約というものは、取引通念上その存在を肯認しえないとする。更に、訴外A会社はX信用金庫に対し別に相殺の意思表示をなしたことは認められるが、自働債権となつた定期預金債権は他の手形債権との相殺のために保留されているのみでなく、右の相殺の意思表示もいずれの定期預金が相殺に供されるかを明示していないとして、相殺の効力自体について疑問を投げかけている。

一般に手形割引に際して、その手形が不渡りとなつた場合には、割引銀行側に割引手形の買戻請求権が発生すること（銀行取引約定書六）、銀行はその債権を自働債権として割引依頼人の銀行に対する債権といつでも相殺できる（銀行取引約定書七）旨の特約がなされるのが通常である。けれどもこのような特約は、いわば相殺適状の成立を緩和して、銀行が右の事由の生じた場合には、相殺の意思表示をなしうる権利を取得するとしているだけで、条件附相殺契約そのものを定めたものではないと解される（田中誠二「銀行取引法」一〇二頁、佐賀地判昭和三五・三・二九下級民集一一巻三号六一三頁など）。その意味では、本件手形が不渡りになつた場合にも、いずれかの側からする相殺の意思表示は必要であつて、自動的に相殺が行われることはないという点は、判旨の指摘するとおりである。

次に、A会社は改めて相殺の意思表示をなしたのであるが、その場合の自働債権とされた定期預金債権は、既に他の手形債権との相殺のために保留されているということが問題となる。この場合の保留ということの意味は明らかでないが、他の割引手形が不渡りとなつたときは、右の定期預金債権は相殺されて差支えないという相殺予約がなされているという意味であろう。従つてその場合には、信用金庫が定期預金債権を手形支払のための担保にとつた場合と同様に、A会社としては任意に他の債権の弁済にあてえないわけであるから、結局、本件相殺の効力は否定されることとなる。なお、相殺

の意思表示が必要とされる場合には、自働債権の数額自体を明確に示す必要はないとしても、少なくともその同一性を識別しうる程度には示されていなければならない。その意味でも、A会社のなした相殺の効力には疑問が残るといわなければならない。

これに対して(2)の事件においては、裏書人たるA会社が所持人たるX会社に対して有する五〇万円の償還義務と、反対にX会社がA会社に対して負担する二五万円の手形金債務を相殺したものであるが、この相殺についてはA会社の明確な意思表示がある。そして、手形債権の全額を自働債権として裁判外の相殺をなす場合には、手形の交付を効力発生要件として要求するのが判例の立場（大判大正七・一〇・二民録二四輯一九四七頁、同昭和七・二一・五民集一一巻七五頁、東京高判昭和三八・五・二二下級民集一四巻五号九八六頁など）であるが、A会社は手形を送付して相殺の意思表示をなしているから、この点についても問題はない。

二　右の二つの判旨のうちで最も問題になるのは、裏書人が相殺によって所持人に対する手形債務の全部または一部を消滅させた場合、振出人は所持人に対して右の相殺を援用し、支払を拒みうるかという点である。この点について(1)の判旨は、相殺自体が不明確であるとしながらも、仮りに裏書人の相殺が有効であつたとしても、相殺による手形債務消滅の主張は、裏書人のみが所持人に主張できる人的抗弁であるとする。これに対して、手形金の一部相殺を認めた(2)の判旨では、相殺は支払と同視すべきものであるから、相殺によつて消滅した限度においては、他の手形債務者に重ねて請求できないと判示して対立する。

そこで、この点の理解を進めるために、これら二つの事件における相殺前後の事情を明らかにしながら、まず、裏書人と所持人との関係から考えてみよう。(1)の判旨で問題となつた相殺においては、裏書人が定期預金債権を自働債権とし、相手方の手形金債権の全額を受働債権とする場合を予想している。従つて、その相殺が有効になされたとすれば、手形証券は所持人の手許にありながら、もはや相殺をなした裏書人には遡求できないという関係になる。これに対して(2)の事件では、裏書人が所持人に対して有する別個の手形債権をもつて相殺し、所持人の手形債権の一部を消滅させたという場合である。従つてこの場合には、裏書人による一部支払がなされたと同様の関係に立つことになる。そこで、裏書人が手形金の全部または一部を相殺した場合の法律関係としては、一般的にいえば、その限りにおいて裏書人は償還義務を免れると共に、自己の前者に対して消滅した償還義務の範囲で遡求することができる。また、手形の最終的な義務者である振出人の責任が消滅しないという意味では、手形関係の全部が終了したというわけでもない。

従つて次の問題は、右のような場合には、振出人と所持人とはどのような関係に立つかという点であるが、その問題は実に手形上の権利自体はどこにあるかということでもある。この点について、裏書人のなした相殺による債権消滅の抗弁は人的抗弁であるとする(1)の判旨は、相殺による手形債務の消滅が手形面に記載され、かつ、手形が裏書人に返還される以前においては、裏書人はいわば手形の返還請求権を有するにすぎず、手形上の権利は裏書人のところには

ないという考え方をとるものと思われる。この点に関連して、手形の交付を受けずまた手形に支払があつた旨の記載をなさないで、裏書人から手形金について代物弁済を受けた場合にも、直接の当事者間では支払の効力を生じ手形債務は消滅するが、その場合の支払済の抗弁も人的抗弁であるとして、所持人から振出人に対する請求を認めた判例もある（大阪地判昭和三五・一二・一三金融法務二六七号六頁）。これに対して、相殺による手形債務の消滅を支払に準じて考える(2)の判旨は、この場合にも、相殺によつて既に手形所持人たる地位は消滅し、手形上の権利は裏書人のところに移転しているとの立場をとるようである。そして、この立場からすれば、手形がなお所持人の手中にあるという点では、手形を受戻さないで支払をなした場合の問題に準じて解決することとなろう。

これらの判旨の背後にある二つの考え方を比較してみると、結論的には(2)の判旨が妥当なものということができる。すなわち、手形債権について相殺された所持人には手形の返還義務しかないとしても、手形を返還しなければならない関係にある所持人が、手形上の権利を行使して差支えないと考えるのは不合理である。そのような場合には、振出人その他の手形債務者は一般悪意の抗弁の一つである無権利の抗弁を主張しうると解する余地もある（鈴木竹雄「隠れた取立委任裏書と人的抗弁」商法演習Ⅲ二四〇頁参照）。また、手形所持人が手形債権を行使できるとすると、相殺をなした裏書人が前者に対して遡求する場合、それに必要な手形を所持人から取戻せないから、結局、手形所持人に対して損害賠償を請求することとならざるをえない。それよりも、裏書人の相殺によつて、その限りで所持人の手形上の権利は消滅し、反対に、手形上の権利は裏書人に移転すると考えた方が、当事者間の衡平という点からも妥当である（河本一郎「手形抗弁」手形法・小切手法講座三巻一八六―一八七頁、東京地判昭和三五・一〇・一七下級民集一一巻一〇号一二一四頁参照）。従つて、相殺を受けた手形所持人が振出人に対して支払を請求しても、振出人からはその無権利を理由に支払を拒否されるし、また、それを第三者に期限後裏書によつて譲渡しても、第三者はその手形所持人の地位を譲受けるのみであるから、その点からいつても別に問題にはならない。

（高鳥　正夫）